

平成 20 年 11 月 25 日

各 位

福山通運株式会社  
代表取締役社長 小丸成洋

## 「裁判員制度に対応する特別休暇の導入について」

当社グループは、平成 21 年 5 月までに施行される「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」による裁判員制度の導入に伴い、このたび就業規則を改定することといたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 休暇の概要

当社グループ社員が裁判員に選任された場合、そのために必要な期間について有給の特別休暇を取得できます。

この休暇は、年次有給休暇とは別枠の特別有給休暇で、日数に上限を設けません。

#### 2. 休暇の目的

当社グループでは、裁判員制度の意義を十分に理解したうえで従業員が裁判員に選任された場合、職務上の負担、不利益なく、安心して裁判員制度に参画し、地域社会へ貢献できる環境を整えるものです。

また、裁判員の職務を果たすために必要な期間（上限なし）を特別有給休暇として取得できるよう就業規則に明記し、制度化することで裁判員制度に対する従業員の理解を一層深め、参画意識の醸成を図るものです。

#### 3. 休暇の対象者

全ての従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員）が休暇を取得できます。

#### 4. 就業規則の改定時期

平成 21 年 1 月より適用します。

#### 5. その他

特別休暇の取得に関する手続き等の詳細については、別に定める内規によります。この件に関するお問い合わせは、本社人事部（084-924-2006）にお願いいたします。

以上